

「総合型実務修習」に関する基本的考え方（案）

名称はどうするか

1 総合型実務修習の基本的な方針と構成

(1) 総合型実務修習の意義・必要性

今後、これまで以上に多様化する法曹に対する社会のニーズに応えるためには、法曹を志す者が法科大学院を中心とする法曹養成の全課程を通じて、法曹として共通に求められる基本的な資質、能力とともに、自らが関心をもち、将来活動したいと考える分野・領域についての知識、技能を主体的に身に付けていくことが必要となる。自らの関心分野・領域を選択し、これに対応した知識、技能を身に付けるための教育は、第一次的には法科大学院がその役割を担うことになるが、司法修習の中核である実務修習の課程においても、各司法修習生の進路や興味関心に応じて自ら主体的に修習内容を選択、設計できるような課程を設けることが教育効果の面からも有益である。

また、新しい司法修習においては、各分野別実務修習の期間が2か月間に短縮されることや、司法修習生の数が増員されることから、分野別実務修習において修習する内容や密度も従来以上に修習生ごとに相違が生じることになると考えられるので、修習生ごとの個別的な修習実績を踏まえて、各自の補足したいと考える分野や興味を感じた領域に対応できる課程を設ける必要がある。

(2) 基本方針と構成

このような観点から、司法修習の課程において、分野別実務修習で民事裁判、刑事裁判、検察、弁護の各分野を一通り体験した後に、修習生の実情に応じて、各自が主体的に選択、設計することにより、分野別実務修習の成果の深化と補完を図ったり、分野別実務修習の課程では体験できない領域における実務修習を行うプログラム（「総合型実務修習」）を設けることとしたい。

総合型実務修習においては、実務庁会においてできる限り幅広い修習メニューを提示し、この中から、修習生が学びたいものを選択してこの期間の修習の設計ができるようにする。

また、分野別実務修習の期間に関して指摘されている裁判修習と弁護修習のバランスの問題や民事分野と刑事分野のバランスの問題は、総合型実務修習における修習生の主体的な選択によって一定の調整を図ることが可能であるが、

更に、この点を調整するとともに、今後の弁護士業務の多様化に対応する観点から、総合型実務修習を制度的に弁護士実務に比重を置いたものとするのが考えられる。そのための一方策として、例えば、弁護修習の際に配属された弁護士事務所を本拠地（ホームグラウンド）として、裁判所に出向いて特定の事件を傍聴したり、他の弁護士事務所で専門的領域の弁護士業務について修習するなどの個別メニューがあるときはその修習を行うが、それ以外の時は、そのホームグラウンドの法律事務所で弁護修習を行うことが考えられる。

2 指導方法・運営方法の在り方

(1) プログラムの概要

上記の基本的な考え方に基づき、総合型実務修習の内容は、分野別実務修習を補完する、あるいは深化させるもの、分野別実務修習では体験できないか、十分な修習が行いにくい専門的領域を修習するものを基本とし、このような修習メニューの中から、司法修習生が主体的に選択し組み合わせて修習計画を立てるものとする。

具体的には、例えば、の内容として、裁判所、検察庁、弁護士事務所において、分野別実務修習で体験した特定の事件等の進行経過をフォローしたり、修習生が更に深めてみたいと考えた分野の追加的な指導を受けること等が考えられる。の内容として、倒産、労働、涉外、知的財産、企業法務等の領域や公設事務所での弁護修習、民事執行、行政、倒産、知的財産、刑事の財政経済事件等の領域の裁判修習などのメニューを用意することが考えられる。

裁判所、検察庁、弁護士会の用意したメニューについて参加者を募るほか、司法修習生が自ら開拓した修習先（法曹の活動と密接な関係のある分野）で修習を行うことも認める。修習地については、原則として分野別実務修習地とするが、期間を限って他の地域で修習を行うことも可能なものとしたい。

(2) 運営方法の留意点

総合型実務修習は司法修習生各自の実情を踏まえた選択の余地の広いものなので、達成度について一定のランク付けを行う成績評価にはなじみにくい面があるが、例えば、修習内容についてのレポート、自己評価を含む報告書（修習生自らが立てた計画どおりに修習を行ったか、成果は上がったかを記載したも

の)などを提出させることにより、チェックないし評価する方式で行うこととしたい。

このように、総合型実務修習は、修習生の主体性と自己責任を基盤にした修習課程とするが、実施するに当たっては様々な工夫を要すると思われる。2か月間を通じて1か所で修習を行うことを認めるか、どこまでの自由度を認めるかなどについて、実施に向けて一定のガイドラインを作ることも必要になる。いずれにせよ新しい試みとなるので、司法研修所と実務庁会とが連携を取り合って、地域の実情に応じて実現可能なものからスタートし、徐々に豊かな内容に育てていく必要がある。